

大中いじめ防止基本方針

～いじめのない、思いやりのある学校を目指して～

はじめに

いじめは、生徒の健全育成に極めて大きな影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす原因ともなる深刻な問題です。また、いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こり得るものであり、どの生徒も被害者と加害者の両方になり得るという危険性もはらんでいます。

こうした中、教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢を理解し、生徒の保護者や地域住民、児童相談所、その他の関係者との連携を図りながら、組織的にいじめ問題に取り組んでいかなければなりません。

そこで、本校におけるいじめ防止等の対策を、組織的、計画的、継続的に推進するため、「いじめ防止対策推進法」や「群馬県いじめ防止基本方針」、「みどり市いじめ防止基本方針」を受け、「大中いじめ防止基本方針」を策定します。

I いじめ問題に関する基本的な考え方

1 いじめとは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法より）

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

※いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

※「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

2 いじめに対する基本的な認識

- ①いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの生徒でも起こり得る。
- ②いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に危険を生じさせるおそれがある。
- ③いじめは、人間として絶対に許されない卑怯な行為であり、重大な人権侵害である。
- ④いじめられている生徒に対しては、その生徒の立場に立って対応するとともに、絶対に守り通す。
- ⑤いじめた生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ⑥いじめの根絶に向けて、学校だけでなく、家庭、地域、関係機関が協力して一体となって取り組むとともに、大人たちが「いじめのない社会をつくる」という認識を共有することが必要不可欠である。
- ⑦日頃から、生徒、保護者、地域に学校いじめ防止基本方針の内容の周知を図る。

II いじめに対する基本認識

1 基本理念

- ①本校の全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにする。
- ②いじめが、いじめられた児童生徒の心身に申告に影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにする。
- ③いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

III いじめ防止等のための校内組織

1 「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止、早期発見・早期解決等、組織的な対応を行うための中核となる常設の組織として、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

2 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談主任、学年主任、養護教諭、生徒指導サポート員、スクールカウンセラーとする。

※重大事態への対応等、必要に応じて校外構成員として学校評議員、子ども課職員、主任児童委員、生活安全課職員、児童相談所相談員を加える。

3 活動の概要

- ①いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、検証
- ②保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ③個別面談や相談の受け入れ及び集約
- ④関係機関、専門家等との連絡・調整
- ⑤重大事態にかかわる事実関係を明確にするための調査及び対応
- ⑥当該重大事態と同様な事態の再発防止のための取組の推進

4 運営

通常は、毎週木曜日に開催する生徒指導部会と水曜日に開催する教育相談部会の中で開催する。ただし、重大事態への対応等については、必要に応じて臨時的に開催する。

IV 学校におけるいじめの防止に向けた方針

1 未然防止のための取組

- ①毎日の授業や学級経営、学校行事、部活動等を充実させ、自己肯定感や自尊感情を抱ける生徒を育成する。
- ②道徳や学級活動等で、「勇気・協力・思いやり」に価値をおいた授業を行い、いじめの4構造（被害者・加害者・観衆者・傍観者）を理解させ、生徒一人一人がいじめ防止について考える機会をつくる。
- ③生徒会主催の「いじめ防止強化月間（5月、12月）」を実施し、いじめ防止のための行動目標を掲げて生徒が主体的に行動する。また、生徒会主体のいじめ防止活動を計画的に実施する。
- ④いじめにつながる言動に対しては、その場で毅然とした態度で注意・指導を行うとともに、掲示物などの教室環境に配慮し、生徒が安心して過ごせる環境を整える。
- ⑤年間2回実施するQ Uの結果を検証し、人間関係構築のためのソーシャルスキルトレーニングを行い、よりよい人間関係を築ける生徒を育成する。
- ⑥生徒・保護者向けの「情報モラル研修会」等を実施し、インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処について学習する機会をつくる。

2 早期発見のための取組

- ①生徒指導部会と教育相談部会を毎週定期的実施し、生徒の些細な変化や気になる行為に関して情報を共有し、組織的に支援できる校内体制を整える。
- ②生活アンケートを毎月実施し、生徒の悩みや心配事など、心の状態を把握する。
- ③生活ノートを通して、生徒の小さなサインを見逃さないようにしたり、休み時間や部活動等の様子をこまめに観察したりして、生徒の実態把握に努める。

3 早期解消のための取組

- ①いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

- ②いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言及び、指導協力の依頼を継続的に行う。
- ③いじめを受けた生徒が、安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、ＳＣによるカウンセリングを一定期間別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ④いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑤犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

4 教育委員会及び関係機関との連携

- ①深刻ないじめの解決には、教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等の連携が不可欠である。
- ②日頃からの連携が、深刻な事案が発生した時の連携プレーを容易にする。
- ③状況に応じて以下の連携機関と連携していく。

連携を必要とする状況	関係機関
<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの発見状況を報告する ・対応方針について相談したい 	市町村教育委員会 県教育委員会 教育事務所
<ul style="list-style-type: none"> ・指導方針や解決方法について相談したい。 ・子どもや保護者への対応方法を相談したい。 	総合教育センター いじめ・生徒指導相談室、対策室
<ul style="list-style-type: none"> ・いじめによる暴行・傷害事件、恐喝等の刑事事件が発生している。 	児童相談所 警察、少年育成センター
<ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた子どもが外傷や心的外傷を負っている。 	医療機関 心の健康センター
<ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた子ども、いじめた子どもへの福祉的・心理的側面からの支援のあり方について相談したい。 	児童相談所 市町村の福祉課等

5 保護者・地域との連携

- ①日頃から保護者・地域との連携を密にし、いじめに関する情報提供を依頼する。
- ②保護者及び地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。

6 いじめ防止に関する年間計画

- ①自己肯定感や自尊感情を醸成する学校行事、部活動及び体験活動等を充実させ、いじめをしない生徒、いじめを見逃さない生徒を育成するよう計画する。
- ②全校集会、学年集会、学級活動及び道徳の時間等を通して、正しい人権感覚を身につけた生徒を育

成するよう計画する。

7 重大事態発生時の対応

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、みどり市教育委員会に速やかに報告し、「みどり市青少年問題協議会」の支援と協力を仰ぐ。
- ②みどり市教育委員会の指示のもとに、警察、児童相談所、学校評議員、「みどり市青少年問題協議会」、「群馬県公立学校いじめ問題等調査委員会」と連携を図る。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤被害・加害生徒の保護及び対応を行う。

みどり市教育委員会の指導及び支援を得て、以下の保護及び対応を行う。

【被害生徒の保護】

- ・複数の教職員による保護
- ・スクールカウンセラーによるケア
- ・スクールソーシャルワーカー等の活用及び家庭状況の把握
- ・適応指導教室への通級及び別室登校等の実施

【加害生徒の対応】

- ・別室指導の検討
- ・警察への相談・通報
- ・懲戒や出席停止
- ・加害生徒とその保護者に対するケア